

<http://www.ecnetwork.jp/sagi/>

さらに詳しい内容をお知りになりたい方はホームページ「インターネット詐欺対策集サイト」をご覧ください。

サイト上では、他にも詐欺事例や、よくあるトラブル事例についてご紹介しています。

#### 詐欺事例

- ❖ オークション次点詐欺
- ❖ オークションなりすまし
- ❖ フィッシング詐欺

#### よくあるトラブル事例

- ❖ 商品未着
- ❖ 海外通販での商品未着
- ❖ 掲示板での直接取引によるトラブル
- ❖ 海外フリーロト
- ❖ 押し売りセキュリティソフト
- ❖ 出会い系サイト

ECネットワークでは、ネット通販やネットサービス、ネットオークションといった、インターネット取引に関する、一般消費者の方からのご相談をお受けしております。一般消費者からのご利用は全て無料です。

<http://www.ecnetwork.jp/>

サイト上の相談受付票に必要事項を入力し、送信してください。ご指定のメールアドレスに回答内容を送信いたします。ご相談への回答は全てメールにて行わせていただきます。お電話でのご相談受付や回答は行っておりませんので予めご了承ください。

有限責任中間法人ECネットワーク  
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町45番地 神田金子ビル4F  
Tel/03-5298-8401 E-mail/info@ecnetwork.jp



ちょっと待って!

詐欺の手口にのせられていませんか?

# インターネット詐欺 対策集





## 代理出品詐欺

### 手口

以下のような流れが一般的です。  
代理出品の依頼主が、掲示板などに「いいアルバイトがあります、高額収入」と書き込みして、一緒に連絡先メールアドレスを書いておき、連絡を待ちます。

それを見て申込んできた人に対し、依頼主は出品代理人としてオークションの代理出品をさせます。

その際依頼主からは、指定の画像を使って代理出品するよう指示され、さらに落札者には依頼主が指定する口座に代金を振り込ませるよう、代理出品者に指示します。

落札者から代金が支払われたら、依頼主が商品を落札者に発送し、全て終了したら代理出品者にはその報酬を支払うと約束します。

しかし、実際は落札者に商品が依頼主から発送されることはありません。落札者から振り込ませた代金を持ち逃げして、結局その人には報酬すら支払われないことがほとんどです。依頼主は身分を明かすことは無く、また明かしていたとしても虚偽で連絡がつかなくなります。当然、落札者からはその人に対しクレームがきます。

### 未然に防ぐには

高額なアルバイト代につられ、会ったことも無い第三者の代理出品やオークションIDの貸し出しは絶対にしないことです。

口座を用意するよういわれる場合もあります。犯罪に加担してはいけません。

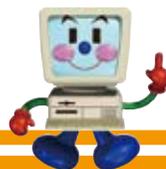
そうでなくても、誰かの代理出品をするということは、落札者とのやり取りやトラブルに関しては全て自分で責任を取る、という覚悟が無ければ安易に引き受けるべきではないと思われます。委託販売であれば、古物商の許可が必要です。

### 被害に遭ってしまったら

この場合、被害者は誰なのでしょう。IDを詐欺に使われ、挙句、報酬ももらえなかった、その人でしょうか。

被害者は落札者です。外から見たら、残念ですが依頼主とその人が結託して落札者を騙している構図になります。

加害者となるその人は、自ら行った無責任な行動を反省し、被害者である落札者を補償制度などで救済出来るよう、協力するべきであると思います。



割のいいバイト？ 実は…。



## ワンクリック詐欺

### 手口

広告メールによる誘導やネットサーフィンでたどり着いたサイト上で、画像や入り口をクリックすると、最後まで有料サイトであることを明示しないまま、いきなり画面上に「登録されました」という表示がなされ、料金を指定口座に振り込むよう指示されるといった手口です。

登録画面には、同時にIPアドレスやプロバイダ名も表示され、期日までに料金を振り込まないと、これら情報より個人情報を調べて訴訟を起こしたり、自宅に直接回収に行く旨の記載がされていたりします。

また、サンプル動画などと偽ってファイルをダウンロードさせ、PC画面に請求書がはりついて消えないといったトラブルもあります。

主にアダルトサイトに多い手口ですが、最近は芸能人のサイトと偽って誘導するケースも目立ちます。

### 未然に防ぐには

まず、あわてて料金を支払わないことです。

有料であることがきちんと明示されていない、若しくは料金のことが利用規約にだけ書

かれているような場合は契約不成立、また、有料サービスの契約であることがきちんと確認できるような確認画面が設けられていない場合は錯誤による契約の無効が主張できると思われます。クリックしたときに表示されるウィンドウに「利用規約に同意します」といった記載がされていることにより請求根拠を主張するサイトもありますが、それも無効です。

そして、サイトに連絡を取ることは、自らの個人情報を知らせることにもつながり、脅しの材料や架空請求の元になります。リスクの高い行為になりますので、自分から連絡を取ってはいけません。メールや電話が来ても無視してください。IPアドレスやプロバイダからは利用者の個人情報は一切分かりません。会社のPCでアクセスしてしまっても同じです。

そして何より怪しげなサイトには行かないことが一番ですが、知らないところから届く迷惑メールや掲示板等に張られているリンク先には、簡単にアクセスしないことが必要です。

また、素性の知れないサイト上では、アクセスしたりダウンロードすることにより、悪意のあるプログラムを入れられたりウイルスに感染する危険性もあります。ファイル名に「exe」とつくファイルは実行しないようにしてください。日ごろから使用しているPCにはセキュリティソフトを入れておきましょう。



### 被害に遭ってしまったら

間違っ支払ってしまった場合は、すぐに警察に相談してください。振込口座が分かっている場合は、警察に相談した後に、警察からその振込口座のある金融機関に連絡を取ってもらい、すぐに口座の凍結措置をしてもらってください。

また、PC画面に請求書がはりついて消えない場合は、市販のウイルス対策ソフトを利用して検索、削除したり、IPA (<http://ipa.go.jp/>) セキュリティセンターに相談してみてください。

※警察にご相談の際は、お近くの警察署にてご相談ください。警察には下記の窓口もあります。警察庁 サイバー犯罪対策 <http://www.npa.go.jp/cyber/> 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等 <http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm> ※参考情報 STOP! 架空請求! <http://www.anzen.metro.tokyo.jp/net/>



あわてて料金を支払わない!